

岩手県教育委員会告示第8号

岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり岩手県指定有形民俗文化財を指定する。

平成18年9月26日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

| 指定番号 | 名称 | 員数 | 所有者 |
|--------|-------------|----|----------------------------------|
| 有民第25号 | 二戸地方の漆蠟関係資料 | 一式 | 二戸市 一戸町 小野寺 堅司 黒澤 トシ |
| 有民第26号 | 雫石地域の野良着 | 一式 | 中屋 重行 神谷 富美 中屋 重正 中屋 重直 |
| 有民第27号 | 玉山地域の野良着 | 一式 | 中屋 重行 神谷 富美 中屋 重正 中屋 重直 |